

2023年9月11日

兵庫労働局
局長 金刺 義行 様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会 長 福 永 明

要 請 書

貴職におかれましては、県民の安全確保と生活の安心確保に向け、日々力を尽くされておりますことに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更されたことを契機に平常時への復帰が期待される一方で、ウクライナの戦況は終結の見通しが立たず、依然として私たちの日常生活や社会経済活動への影響は深刻な状態が続いています。

とりわけコロナ禍以降、不安定な雇用形態の方々への生活面での影響は大きく、所得格差の拡大、貧困の固定化などの構造課題は深刻さを増し、これに加えて現下の物価高は県民生活や中小・零細企業経営を圧迫しています。

私ども連合兵庫は、この厳しさを増す社会情勢の中においても、雇用の安定・確保や、すべての世代が安心できる社会保障の確立、誰一人取り残されることのない「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし、兵庫県内の取り巻く諸課題を克服することこそが重要であるとの認識を一層深めているところです。

この度の兵庫労働局への政策・制度要請は、昨年度要請の進捗状況や働く人を取り巻く状況なども踏まえ、県民生活に関わる幅広い視点から、8項目を別紙のとおり要請致します。

貴職におかれましては、本要請の趣旨をご賢察のうえ、ご対応をいただきますようお願い申し上げます。

以 上

連合兵庫 2024 年度 兵庫労働局への政策・制度要請

1 取引の適正化の実現に向けて

- (1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践など、各種支援策の周知を行うこと。

2 労働行政の強化

- (1) 労働関係法令の周知徹底と相談窓口の充実などをはかり、地方における労働行政を充実・強化すること。
- (2) 在籍型出向に関する地域内の課題の共有と個々の地域の好事例の展開を、地域在籍型出向等支援協議会を通じて適切に実施するとともに、出向元企業と出向先企業を把握したうえで労使による十分な協議を促し、マッチングを充実させること。
- (3) 労働契約法第 18 条の「無期転換ルール」の回避を目的とする雇止めや無期転換申込等を理由とした不利益取扱い、労働者派遣法の期間制限の回避を目的とした「派遣切り」などの動きは法の趣旨に反するものであり厳正に対処する。同時に、使用者や労働者に法の内容と趣旨の周知をはかるとともに、相談対応を強化すること。

3 働く者のための働き方改革にむけた監督体制の強化

- (1) 客観的方法による労働時間把握の義務化を踏まえ、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知徹底をはかり、適正な労働時間把握に関する監督指導を強化すること。
 - ① 時間外・休日・深夜労働の削減や不払い残業の撲滅に向けて、長時間労働が行われている事業場や 36 協定を締結していない事業場に対する監督指導等を徹底し、法違反への適正・厳格な対応をはかること。
 - ② 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の趣旨を周知するとともに、労働時間把握・管理、費用負担、労働安全衛生や労働災害等について適正な対応がはかられるよう監督指導を徹底すること。
- (2) メンタルヘルス対策を促進するとともに、過重労働・長時間労働と並んで過労死・過労自殺の一因となっているハラスメント防止対策の取り組みを強化すること。

4 すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実

- (1) 雇用形態や企業規模、在職・離職の違いにかかわらず、すべての働く者・働くことを希望する者が自己の職業能力を開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くことができるよう、県内において、地域や企業、受講者の人材・訓練ニーズを踏まえた適切な職業能力開発機会を提供する。

5 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

- (1) 障がい者の雇用の促進および雇用の安定に向け、雇用・福祉・教育の各行政機関が地域レベルで連携するとともに、ハローワークを核とした地域のネットワークや、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を行うこと。
- (2) 地域における関係者と連携し、個々のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行う。さらに、ニートや中途退学者などの若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援および職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。

6 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備

- (1) 地域で働き暮らす、すべての外国人に対し、労働関係法令に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充する。

7 地域における高齢者の就労促進

- (1) 高年齢者雇用安定法で義務づけられている高年齢者雇用確保措置について、すべての企業において措置が講じられるよう、ハローワークなどの行政指導を強化すること。
 - ① 就労を希望する高年齢者に対し、ハローワークの生涯現役支援窓口等を活用しつつ、本人の意向を踏まえた適切な就労支援を行うこと。
 - ② 高年齢者の雇用・就業について、事業主が行うべき諸条件の整備等を示した「高年齢者等職業安定対策基本方針」の周知を徹底すること。

8 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立

- 新規
- (1) 最低賃金額はもとより、最低賃金制度の意義・役割について、兵庫労働局と関係団体と連携して周知徹底をはかること。
 - (2) 最低賃金の履行確保のための監督指導を強化すること。また、中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の利用促進などをはかること。

以上